答申第 924 号

諮問第 1605 号

件名:「リニアを見据えた鉄道ネットワークの充実・強化に関する調査実施事業 者選定委員会の結果について」決裁文書等の一部開示決定に関する件

# 答申

## 1 審査会の結論

愛知県知事(以下「知事」という。)が、別表の1欄に掲げる行政文書(以下「本件行政文書」という。)の一部開示決定において、同表の2欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

## 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成31年1月16日付けで愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)に基づき行った開示請求に対し、知事が同年2月28日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

## (2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。 当該行政文書に記録された情報は、公にしても事務事業の適正な執行に 支障を及ぼすおそれはなく、条例各号に該当しないため。

#### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

# ア 文書1について

別表の1欄に掲げる文書1(以下「文書1」という。同欄に掲げる文書2も同様とする。)は、「リニアを見据えた鉄道ネットワークの充実・強化に関する調査業務」委託(以下「本件業務委託」という。)に係るプロポーザルコンペ実施要領に基づき開催された選定委員会の選定結果に基づき委託候補先となった法人(以下「委託候補先法人」という。)及び委託候補先として選定されなかった法人(以下「不採用法人」という。)にその結果を通知することに係る決裁文書であり、起案文書、委託候補先法人への選定結果通知案、不採用法人への選定結果通知案、本件業務委託に係る企画提案書評価集計表、各委員が採点した企画採点表、本件業務委託に係るプロポーザルコンペ実施要領、委託候補先法人から提出された本件業務委託に係る企画提案書(業務実施体制、企画提案、経費見積及び法人PRパンフレットを含む。以下同じ。)及び不採用法人から提

出された本件業務委託に係る企画提案書(業務実施体制、企画提案、経費見積及び法人 PR パンフレットを含む。以下同じ。)で構成される。

このうち開示しないこととした部分は、起案文書及び不採用法人への選定結果通知案のうち不採用法人の名称、本件業務委託に係る企画提案書評価集計表及び各委員が採点した企画採点表のうち不採用法人の名称及び選定委員の氏名、委託候補先法人及び不採用法人から提出された本件業務委託に係る企画提案書のうち法人の印影、法人の所属の電話番号、法人の所属のFAX番号、調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分、不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名その他不採用法人が特定される部分、担当者の氏名、担当者の生年月日、担当者の保有資格の登録番号・登録年月日、担当者のE-mail及び担当者の所属・職名並びに不採用法人から提出された本件業務委託に係る企画提案書のうち不採用法人の担当者の業務実績その他活動実績及び関連論文実績である。

#### イ 文書2について

文書 2 は、本件業務委託の契約手続の一部である支出負担行為決議に関する書類一式であり、支出負担行為決議書の鑑、契約書(案)、個人情報取扱事務委託基準、情報セキュリティに関する特約条項、仕様書及び委託候補先法人から提出された見積書で構成されている。

このうち開示しないこととした部分は、委託候補先法人から提出された見積書のうち、法人の印影及び人員計画内訳表中の人員計画内訳である。

- (2) 不開示情報該当性について
  - ア 条例第7条第2号該当性について
    - (7) 文書1中の担当者の氏名、担当者の生年月日、担当者の保有資格の登録番号・登録年月日、担当者の E-mail、担当者の所属・職名、不採用法人の担当者の業務実績、その他活動実績及び関連論文実績(以下「担当者の氏名等」という。)については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。
    - (4) 担当者の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。また、各法人から提出のあった企画提案書の担当者は公務員等ではないため、担当者の氏名等は、同号ただし書いに該当せず、さらには同号ただし書口及びことも該当しないことは明らかである。

よって、担当者の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

- イ 条例第7条第3号イ該当性について
  - (ア) 文書1中の法人の印影は、本件業務委託に係る企画提案書に押印さ

れた委託候補先法人及び不採用法人のものであり、また、文書2中の法人の印影は、本件業務委託に係る見積書に押印された委託候補先法人のものであり、これらの法人において、その印影を不特定多数の者に広く一般に公開しているとは認められない。また、文書1中の法人の所属の電話番号、法人の所属のFAX番号及び担当者のE-mailは、法人が一般に公表していない内部管理情報であり、これらを公にすることになると、これらの連絡先にも問合せ、意見等が寄せられることが想定され、これらの連絡先において行う通常の業務に支障を来すおそれがある。したがって、これらの情報を公にした場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、法人の印影並びに法人の所属の電話番号、法人の所属のFAX番号及び担当者のE-mailは、条例第7条第3号イに該当する。

- (イ) 不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名その他不採用法人が特定される部分、担当者の所属・職名、不採用法人の担当者の業務実績その他活動実績及び関連論文実績が公になると、不採用法人が特定されるため、不採用法人が本件業務委託について不採用となった事実が明らかとなる。当該事実は、不採用法人にとっては不名誉なことであって、不採用法人の社会的評価の低下につながることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、条例第7条第3号イに該当する。
- (ウ) 文書1中の委託候補先法人及び不採用法人から提出された企画提案書のうち企画提案には、調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分として不開示とした部分が記載されており、これらの部分は、仕様書の内容を踏まえ、各法人の豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・調整能力及び技術力を基に、各法人の持つノウハウ・知見を駆使して、仕様書により示された調査内容を各法人においてより具体的にしたものである。よって、これらの部分は、各法人の持つノウハウ・知見に該当し、その部分が開示されることは、各法人に長年蓄積されたノウハウや知見を流出させることになり、各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分は、条例第7条第3号イに該当する。

また、文書1中の経費見積の人員計画内訳及び文書2中の委託候補 先法人から提出された見積書の人員計画内訳(以下「人員計画内訳」 という。)についても各法人の持つノウハウ・知見に基づいて作成され た人員計画内訳が記載されたものであり、その部分が開示されること は、各法人の手の内が明らかにされることとなり、当該法人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、 人員計画内訳は、条例第7条第3号イに該当する。

#### ウ 条例第7条第6号該当性について

文書1のうち本件委託業務に係る企画提案書評価集計表及び各委員が 採点した企画採点表中の選定委員の氏名が公になると、採点した点数は 開示されていることから、どの委員が何点を付けたのかが明らかになり、 採点結果に不満を持つ者から選定委員に対して圧力がかけられたり、干 渉がなされたりするおそれがある。そのことにより、各委員の率直な評 価に影響を与え、委員によっては、公にされることを意識して、自らが 受けた率直な印象によることを避けて画一的な採点が行われることとな るおそれがある。本件委託業務に係る選定は既に終了しているが、採点 した点数が公になることが前提となれば、今後同種の業務委託に係る選 定に対し影響を与えるおそれがあり、その結果、リニア中央新幹線対策 の推進に関する施策の総合的な企画調整に関する事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあることから、選定委員の氏名は、条例第7条第6 号に該当する。

#### 4 審査会の判断

## (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件業務委託に係る選定委員会の選定結果に関する決裁文書及び本件業務委託の契約手続の一部である支出負担行為決議書である。その構成及び記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分を同表の3欄に掲げる規定に該当 するとして不開示としている。

#### (3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を 営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、 事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権 利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録さ れている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした部分の同号イ該当性について、以下検討する。

- イ 法人の印影、法人の所属の電話番号及びFAX番号並びに担当者のE-mail について
  - (ア) 当審査会において法人の印影を見分したところ、当該印影は、委託 候補先法人及び不採用法人から提出された本件業務委託に係る企画提 案書並びに委託候補先法人が県に提出した見積書に押印されたものであり、当該印影は、これが押印された書類等の記載事項の内容が真正 であることを示す認証的機能を有する性質のものであると認められた。 そのため、当該印影を公にすることにより、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、各法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
  - (イ) 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、法人の所属の電話番号及び FAX 番号並びに担当者の E-mail は、委託候補先法人及び不採用法人の担当者の連絡先であるとのことである。

よって、通常はこれらの連絡先に外部から直接問合せが寄せられることが想定されないことから、これらの連絡先を公にすると、通常の業務に支障を来すおそれがあり、各法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- (ウ) したがって、法人の印影、法人の所属の電話番号及び FAX 番号並び に担当者の E-mail は、条例第7条第3号イに該当する。
- ウ 調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる 部分について

実施機関によれば、文書1中の委託候補先法人及び不採用法人から提出された企画提案書のうち企画提案に記載されている調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・知見に当たる部分は、仕様書の内容を踏まえ、各法人の豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・調整能力及び技術力を基に、各法人の持つノウハウ・知見を駆使して、仕様書により示された調査内容を各法人においてより具体的にしたものであるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、本件業務委託に係る調査に関する調査方法及び整理データの詳細のほか、各法人による独自の分析、当該分析に基づく課題への対応策等が詳細に記載されていることから、各法人のノウハウに当たることが認められた。

よって、これらの部分を公にした場合、各法人の調査方法等における

具体的な着眼点やノウハウ等が他の法人等に知られることにより、各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、調査方法、整理データの詳細その他各法人のノウハウ・ 知見に当たる部分は、条例第7条第3号イに該当する。

#### エ 人員計画内訳について

当審査会において人員計画内訳を見分したところ、業務項目及び業務担当者ごとに作業延べ日数及び人件費が記載されていることが認められた。

よって、人員計画内訳が開示されることは、各法人が業務項目ごとに必要となる人材及び従事日数が明らかとなることから、各法人の手の内が明らかにされることとなり、各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、人員計画内訳は、条例第7条第3号イに該当する。

オ 不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名その他不採用法人が特定される部分、担当者の所属・職名並びに不採用法人の担当者の業務実績その他活動実績及び関連論文実績について

実施機関によれば、当該部分が公になると、不採用法人が特定される ため、不採用法人が本件業務委託について不採用となった事実が明らか となるとのことである。

当審査会において当該部分を見分したところ、当該部分には、不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名及び担当者の所属・職名が記載されており、不採用法人を特定することができる情報であることが認められた。また、不採用法人の担当者の業務実績その他活動実績及び関連論文実績として、不採用法人の総括責任者及び業務担当者の業務に関連する実績が記載されており、当該実績から不採用法人を特定することができることが認められた。さらに、実施機関がその他不採用法人が特定される部分として不開示とした部分は、不採用法人の類似業務等の実績及び法人 PR パンフレットであり、当該実績又は法人 PR パンフレットから不採用法人を特定することができることが認められた。

不採用法人を特定することができる情報を公にすると、不採用法人が本件業務委託について不採用となった事実が明らかとなり、不採用法人の社会的評価を低下させるおそれがあると認められる。

したがって、不採用法人の名称、所在地、代表者の氏名その他不採用 法人が特定される部分、担当者の所属・職名並びに不採用法人の担当者 の業務実績その他活動実績及び関連論文実績は、条例第7条第3号イに 該当する。

#### (4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イから二までのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、同号該当性について以下検討する。

イ 実施機関が同号に該当するとして不開示としたのは、担当者の氏名等 である。

当審査会において、担当者の氏名等のうち、担当者の氏名、担当者の 生年月日、担当者の保有資格の登録番号・登録年月日、担当者の E-mail 及び担当者の所属・職名を見分したところ、いずれも個人に関する情報 であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7条第2号本文に該当する。

また、担当者の氏名、担当者の生年月日、担当者の保有資格の登録番号・登録年月日、担当者の E-mail 及び担当者の所属・職名は、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報ではないことから、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。 さらに、同号ただし書口から二までに該当しないことは明らかである。

- ウ 以上により、担当者の氏名、担当者の生年月日、担当者の保有資格の 登録番号・登録年月日、担当者の E-mail 及び担当者の所属・職名は、条 例第7条第2号に該当する。
- エ なお、担当者の氏名等のうち、不採用法人の担当者の業務実績、その 他活動実績及び関連論文実績は、前記(3) オにおいて述べたとおり、条例 第7条第3号イに該当することから、同条第2号該当性について論ずる までもなく、不開示情報に該当する。
- (5) 条例第7条第6号該当性について
  - ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、選定委員の氏名が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件業務委託に係る企画提案書評価集計表及び各

委員が採点した企画採点表中の選定委員の氏名が公になると、採点した 点数は開示されていることから、どの委員が何点を付けたのかが明らか になるとのことである。

当審査会において、本件業務委託に係る企画提案書評価集計表及び各委員が採点した企画採点表を確認したところ、各委員が審査項目ごとに採点した点数は開示されているが、選定委員の氏名は不開示となっており、どの委員が何点を付けたのかは分からないようになっていることが認められた。

また、実施機関によれば、どの委員が何点を付けたのかが明らかとなれば、採点結果に不満を持つ者から選定委員に対して圧力がかけられたり、干渉がなされたりするおそれがあるとのことである。

ウ これらのことから、採点した点数が公になることが前提となれば、選 定委員によっては、自らが受けた率直な印象によることを避けて画一的 な採点が行われることとなるおそれがあることは否定できない。

本件業務委託に係る選定は既に終了しているが、今後同種の業務委託 に係る選定に対し影響を与えるおそれがあり、その結果、リニア中央新 幹線対策の推進に関する施策の総合的な企画調整に関する事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、選定委員の氏名は、条例第7条第6号に該当する。

#### (6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 別表

	2 実施機関が開示しない	3 関示しないこと
1 行政文書の名称	こととした部分	とした根拠規定
文書 1	・法人の印影、法人の所属	
スロー   「リニアを見据えた鉄道ネットワー	の電話番号及び法人の所属	<b>ガ・</b> 木ガ 5 7 7
クの充実・強化に関する調査実施事	の电晶番号及い伝入の別   属の FAX 番号	
業者選定委員会の結果について」決	・調査方法、整理データの	
裁文書	詳細その他各法人のノウ	
	ハウ・知見に当たる部分	
	・不採用法人の名称、所在	
	地、代表者の氏名その他不	
	採用法人が特定される部	
	分	
	・担当者の氏名、担当者の	第7条第2号
	生年月日及び担当者の保	
	有資格の登録番号・登録年	
	月日	
	・選定委員の氏名	第7条第6号
	・担当者の E-mail 及び担	第7条第2号
	当者の所属・職名	第7条第3号イ
	・不採用企業の担当者の業	
	務実績、その他活動実績及	
	び関連論文実績	
文書 2	・法人の印影、見積書のう	第7条第3号イ
「リニアを見据えた鉄道ネットワー	ち人員計画内訳	
クの充実・強化に関する調査「支出		
負担行為決議書		

# (審査会の処理経過)

年 月 日	内容
1.10.25	諮問(弁明書の写しを添付)
1.12.10 (第 587 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2. 1.24 (第 590 回審査会)	審議
2. 2.17	答申